に、

外書講読

髙和果公報

発 高知力 一丁目 2番20号 発 現 2回 (火曜日・金曜日)

| | | 目 : | 次 | | | | | | | |
|--------|---|--|---------------------------------------|-----------------------|-------------------|----------------|---------|-------------|------------|-----------|
| 規 | 則 | | | | | | | | | ページ |
| | ◎高知短期 | 大学学! | 則の一部 | 『を改』 | Eする | 規則 | IJ | | | 1 |
| 告 | 示 | | | | | | | | | |
| | ○漁船損害 | 等補償 | 法による | 同意周 | 戊立 | | (漁業 | 美管 理 | [課) | |
| | | | | | | | < 4 | ・30排 | 易示〉 | 1 |
| | ○漁船損害 | 等補償 | 法による | 付保 | 義務消 | 滅 | (| " |) | |
| | | | | | | | (" | | > | 1 |
| | ○保安林の | 指定予 | 定の通知 | II (31 | 件) | | (治) | 山林道 | 直課) | 1 |
| | ○保安林の | 解除の | 予定 | | | | (| " |) | 2 |
| | ○区画漁業 | 権の免 | 許の内容 | すとな. | るべき | 事 | | | | |
| | 項等の定 | め | | | | | (漁) | 業管理 | 里課) | 2 |
| | ○道路の区 | 域変更 | (2件) | | | | (道 | 路 | 課) | 3 |
| | ○道路の供 | 用開始 | | | | | (| " |) | 4 |
| | | | | | | | | | | |
| | | | 規 | | | 則 | | | | |
| | | | | | | 見り | | | | |
| | 高知短期大 | 学学則 | | · -改正 [·] | する規 | | とこじ | こにク | 公布す | -る。 |
| | | | の一部を | · ·改正 [·] | する規 | | とこ | こにな | 公布す | る。 |
| | 高知短期大 平成20年 | | の一部を | · ·改正 [·] | , - ,, | | _ | こに 2 | | -る。 正直 |
| 高 | | 5月2 | の一部を | · ·改正 [·] | , - ,, | | _ | | | - 0 |
| 高 | 平成20年 知県規則第 | 5月2 47号 | の一部を | | Ė | 見則を 5知県 | 見知る | | | - 0 |
| 高 | 平成20年 知県規則第 | 5月2 47号 期大学 | の一部を 日 学 則の - | -部を | されている。 | 見則を 5知り | 具知 · 見則 | 事 厚 | 虐 崎 | 正直 |
| • | 平成20年 知県規則第 高知短 | 5月2 47号 期大学 学学則 | の一部を 日 学 則の - | -部を | されている。 | 見則を 5知り | 具知 · 見則 | 事 厚 | 虐 崎 | 正直 |
| • | 平成20年 知県規則第 高知短 高知短期大 | 5月2 47号 期大学 学学則 る。 | の一部を 日 学 則の- (昭和3 | -部を | されている。 | 見則を 5知り | 具知 · 見則 | 事 厚 | 虐 崎 | 正直 |
| • | 平成20年 知県規則第 高知短 高知短期大 うに改正す | 5月2 47号 期大学 学学則 る。 | の一部を 日 学 則の- (昭和3 | -部を | されている。 | 見則を 5知り | 具知 · 見則 | 事 厚 | 虐 崎 | 正直 |
| • | 平成20年 知県規則第 高知短 高知短期大 うに改正す | 5月2 47号 期大学 学学則 る。 | の一部を 日 学 則の- (昭和3 | -部を | 改正す 知県規 | 見則を 5知り | 具知 · 見則 | 事 厚 | 虐 崎 | 正直 |
| • | 平成20年 知県規則第 高知短 高知短期大 うに改正す 第14条第2 | 5月2 47号 期大学 学学則 る。 | の一部を 日 学 則の- (昭和3 | -部を | されている。 | 見則を 5知り | 具知 · 見則 | 事 厚 | 虐 崎 | 正直 |
| • | 平成20年 知県規則第短 高知短正 うに改集14条第2 地域史 | 5月2 47号 期大学 学学則 る。 | の一部を 日 学 則の- (昭和3 | -部を | 改正す 知県規 | 見則を 5知り | 具知 · 見則 | 事 厚 | 虐 崎 | 正直 |
| ت ا | 平成20年 知県規則第短 高知短正 うに改集14条第2 地域史 | 5月2 47号 期大学 学学則 る。 | の一部を 日 学 則の- (昭和3 | -部を | 改正す 知県規 | 見則を 5知り | 具知 · 見則 | 事 厚 | 虐 崎 | 正直 |

| 外書講読 | 4 | |
|----------|---|---|
| キャリアデザイン | 2 | |
| | | 1 |

に改める。

第16条中「2年以上」を「2年以上(第3条ただし書の規定に基づき計画的な教育課程の履修を認められた学生のうち、その認められた期間(以下この条において「長期履修期間」という。)として3年を選択した者にあっては3年以上、長期履修期間として4年を選択した者にあっては4年以上)」に改める。

第40条中「1年以上」を「1年以上(第36条ただし書の規定に基づき計画的な教育課程の履修を認められた学生にあっては、2年以上)」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知短期大学学則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

高知県告示第294号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項 の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第 112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112 条の2第3項の規定により告示する。

平成20年4月30日(掲示済)

高知県知事 尾﨑 正直

大海加入区

高知県告示第295号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第3項の規定により平成16年4月高知県告示第351号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成20年4月29日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年4月30日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

大海加入区

高知県告示第296号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成20年5月2日

高知県知事 尾﨑 正直

1 保安林予定森林の所在場所

長岡郡大豊町立川上名字マツバウ子1796の1から1796の3まで、1798の1、1798の2、字カキノナル1923

2 指定の目的 水源のかん養

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治 山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第297号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成20年5月2日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所

吾川郡いの町大森字南川236の2、237の1、237の2、字東ノ薮245、245の1、245の4、245の5、245の8、245の9、245の11、245の13

2 指定の目的

水源のかん養

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第298号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成20年5月2日

高知県知事 尾崎 正直

1(1) 保安林予定森林の所在場所

長岡郡大豊町川口字カジアゲ1509、立川上名字マツバイ1608の19、1608の22

黑

(2) 指定の目的

十砂の流出の防備

- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立 木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める 標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所

長岡郡大豊町立川上名字ヨコアレ1674の1

(2) 指定の目的

水源のかん養 (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立 木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める 標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治 山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第299号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法(昭和26年法 律第249号) 第30条の2の規定により告示する。

平成20年5月2日

高知県知事 尾崎 正直

1 解除予定に係る保安林の所在場所

安芸郡安田町唐浜西浜松2765(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を高知県森林部治山林道課 及び安田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第300号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定により、 区画漁業権の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間 及び地元地区を次のとおり定めた。

平成20年5月2日

高知県知事 尾崎 正直

第1 漁業権の漁場の位置及び区域、漁業の種類及び時期、地元 地区並びに制限又は条件

◎区画渔業権

- 1 公示番号 内区第101号
- (1) 漁場の位置及び区域
 - ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町蛎瀬川河口左岸堤防地先
 - イ 海場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡黒潮町蛎瀬川河口左岸中導流堤基部 水準点

基点7、 幡多郡里潮町蛎瀬川河口左岸中違流堤突端 ア 甲から乙を見通した線から右に67度30分の 線上甲から8メートルの点

- イ 甲から乙を見通した線から右に47度10分の 線上甲から38メートルの貞
- ウ 甲から乙を見通した線から右に126度20分 の線上甲から360メートルの占
- エ 甲から乙を見通した線から右に129度50分 の線上甲から363メートルの点
- オ 甲から乙を見通した線から右に134度30分 の線上甲から352メートルの点
- カ 甲から乙を見通した線から右に132度20分 の線上甲から303メートルの点

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアを結ぶ6直線 により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

渔業の時期

第一種区画漁業 藻 10月1日から翌年4月30日まで 類養殖業

(3) 地元地区

幡多郡黒潮町入野

(4) 制限又は条件

なし

- 2 公示番号 内区第102号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 四万十市間崎間崎島東側地先
- イ 漁場の区域

占の位置

基点甲 四万十市間崎四万十川右岸国土交通省 1.400メートル距離標

基点乙 四万十市間崎四万十川右岸国土交通省 1.600メートル距離標

ア 甲から乙を見通した線から右に145度40分 の線上甲から172メートルの点

イ 甲から乙を見通した線から右に161度10分

の線上甲から153メートルの点

- ウ 乙から甲を見通した線から左に171度10分 の線上乙から177メートルの点
- エ 乙から甲を見通した線から左に150度50分 の線上乙から201メートルの点
- オ 甲から乙を見通した線から右に96度50分の 線上甲から110メートルの点

アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアを結ぶ5直線により 囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

油業の種類 渔業の時期

第一種区画漁業 藻 10月1日から翌年5月31日まで 類養殖業

(3) 地元地区

四万十市のうち間崎及び津蔵渕

(4) 制限又は条件

なし

- 3 公示番号 内区第103号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 四万十市下田大島南側地先
- イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 四万十市初崎四万十川右岸国土交通省 1000メートル距離標

基点乙 四万十市間崎四万十川右岸国土交诵省 1.400メートル距離標

ア 甲から乙を見通した線から左に1度20分の 線上甲から286メートルの点

イ 甲から乙を見通した線から左に22度30分の 線上甲から300メートルの点

- ウ 甲から乙を見通した線から左に38度30分の 線上甲から225メートルの占
- エ 甲から乙を見通した線から左に30度の線上 甲から110メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ た区域

漁業の時期

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

第一種区画漁業 藻 10月1日から翌年5月31日まで 類養殖業

(3) 地元地区

四万十市のうち水戸、下田、鍋島及び竹島

(4) 制限又は条件

なし

4 公示番号 内区第104号

毲

- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 四万十市下田大島南側地先
- イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 四万十市初崎四万十川右岸国土交通省 1.000メートル距離標

基点乙 四万十市間崎四万十川右岸国土交通省 1.400メートル距離標

- ア 甲から乙を見通した線から右に110度50分の線上甲から241メートルの点
- イ 甲から乙を見通した線から右に74度20分の 線上甲から196メートルの点
- ウ 甲から乙を見通した線から右に65度30分の 線上甲から375メートルの点
- エ 甲から乙を見通した線から右に70度10分の 線上甲から381メートルの点
- オ 甲から乙を見通した線から右に86度20分の線上甲から241メートルの点
- カ 甲から乙を見通した線から右に97度10分の線上甲から261メートルの点

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアを結ぶ 6 直線 により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

第一種区画漁業 藻 10月1日から翌年5月31日まで 類養殖業

(3) 地元地区

四万十市のうち水戸、下田、鍋島及び竹島

(4) 制限又は条件

なし

- 5 公示番号 内区第105号
- (1) 漁場の位置及び区域
 - ア 漁場の位置 四万十市下田四万十川左岸導流堤東側地 先
 - イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 四万十市下田導流堤四万十川左岸国土交通 省400メートル距離標

基点乙 四万十市下田導流堤四万十川左岸国土交通 省1.200メートル距離標

基点丙 四万十市下田導流堤四万十川左岸国土交通 省2,000メートル距離標

ア 甲から乙を見通した線から右に155度20分の線上甲から182メートルの点

イ 甲から乙を見通した線から右に150度30分

の線上甲から83メートルの点

- ウ 甲から乙を見通した線から右に11度40分の 線上甲から153メートルの点
- エ 甲から乙を見通した線から右に10度の線上 甲から152メートルの点
- オ 乙から甲を見通した線から左に3度の線上 乙から334メートルの点
- カ 乙から甲を見通した線から左に55度50分の 線上乙から52メートルの点
- キ 乙から甲を見通した線から左に145度50分の線上乙から115メートルの点
- ク 乙から甲を見通した線から左に134度20分 の線トアから134メートルの占
- ケ 乙から甲を見通した線から左に150度20分 の線ト乙から254メートルの点
- コ 丙から乙を見通した線から左に35度10分の 線上丙から217メートルの占
- サ 丙から乙を見通した線から左に106度40分の線上丙から368メートルの点
- シ 丙から乙を見通した線から左に101度50分 の線上丙から371メートルの点
- ス 丙から乙を見通した線から左に59度の線上 丙から256メートルの点
- セ 丙から乙を見通した線から左に22度20分の線上丙から342メートルの点
- ソ 乙から甲を見通した線から左に139度40分の線上乙から282メートルの点
- タ 乙から甲を見通した線から左に29度線上乙から242メートルの点
- チ 乙から甲を見通した線から左に15度10分の 線上乙から253メートルの点

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソタ、タチ及びチアを結ぶ17直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

第一種区画漁業 藻 10月1日から翌年5月31日まで 類養殖業

(3) 地元地区

四万十市のうち水戸、下田、鍋島及び竹島

(4) 制限又は条件

なし

第2 漁業権の及ばない区域

漁場の敷地が他人の所有に属する区域又は水面が他人の占有 に係る区域であって、その所有者又は占有者の同意がないもの 第3 免許予定日

平成20年9月1日

第4 免許申請期間

平成20年6月3日から同年7月11日まで

第5 漁業権の存続期間

免許の日から平成25年8月31日まで

(この告示による区画漁業権の漁場図は、高知県海洋部漁業管理課に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第301号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年5月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年5月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名足摺岬公園
- 3 道路の区域

| 区 | 間 | 変更前 後の別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--|--------------|------------|---|-------------------|---------------|
| 土佐清水市员 三本松1205番 土佐清水市杉 浦518番 3 ま | §1から ☆尾字新 | 前 | A | 10.7 | 1,564 |
| 土佐清水市月 三本松1205都 土佐清水市杉 ツチ川466番 | ≰1から 公尾字カ | | В | 3.5 ≀ 11.4 | 1,815 |
| 土佐清水市ポンガイ113番 土佐清水市ポ ノ下158番 1 | 2から 公尾字松 | | С | 11.8 ¿ 18.5 | 177 |
| 土佐清水市村 浦515番 1 か 土佐清水市村 浦518番 3 ま | ら 公尾字新 | | D | 3.6 11.0 | 126 |
| 土佐清水市员 三本松1205看 土佐清水市村 | 番1から | í | 浚 | 10.7 | 1,564 |

~

| 浦518番3まで | 81.0 |

高知県告示第302号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年5月2日から2週間高知県土木部道 路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成20年5月2日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大方大正
- 3 道路の区域

| 区 間 | 変更前 後の別 | | 敷 地 の 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--|---------|---|------------------|------------|
| 幡多郡黒潮町上川口 字下大向1048番1から 幡多郡黒潮町上川口 字カヂ屋敷1022番1 まで | 前 | | 5.0 ≀ 10.5 | 328 |
| 幡多郡黒潮町上川口 字ウツシリ山1650番 1から 幡多郡黒潮町上川口 字上大向1034番1ま で | 後 | A | 5.0 ≀ 10.5 | 265 |
| 幡多郡黒潮町上川口 字下大向1048番1から 幡多郡黒潮町上川口 字カヂ屋敷1031番1 まで | | В | 9.0 | 290 |

高知県告示第303号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年5月2日から2週間高知県土木部道 路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成20年5月2日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

- 2 路線名片岡庄田
- 3 道路の区域

| 供用開始区間 | 延 長 (メートル) | 供用開始年月日 |
|---|------------|------------------|
| 高岡郡佐川町庄田字殿バエ 山1450番1から 高岡郡佐川町庄田字宮原寺 中571番5まで | 269 | 平成20年 5 月 2 日 |
| 高岡郡佐川町庄田字櫻山 1453番1から 高岡郡佐川町庄田字大西 638番1まで | 199 | 平成20年5月2日 |

4